

申請要件

申請を希望する企業(個人事業主も含む。)は、下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (4) 暴力団員等(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (5) 雇用環境整備推進に係る取組計画(取組内容・取組期間など)を記載した申請書を提出し、取組の実施を予定していること。

※働き方改革宣言奨励金等を利用したこと(または当該年度中に利用する予定)があり、その奨励を受けた(または受ける)事業の内容と、取組計画の内容が重複すると認められる場合は、対象外とします。
 ※企業等及び企業等の代表者が、過去に同内容でこの専門家派遣を利用したことがある場合は対象外とします。

お問い合わせ・申請窓口

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター(飯田橋)	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	03(3495)4872	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
国分寺	国分寺市南町3-22-10	042(323)8518	立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、西東京市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西多摩郡
八王子	八王子市明神町3-5-1	042(645)7450	八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ

「TOKYOはたらくネット」(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp>)をご覧ください。



東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適正と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
 詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。

過去に専門家派遣を利用された企業を紹介しています!

取組事例集のご案内

TOKYOはたらくネット → 働く環境の改善 → 働きやすい環境づくりの支援 → 専門家派遣事業

http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/shiryo/try_jirei/

『専門家派遣』 企業募集

無料

働き方改革関連法の
対応について
知りたい。

育児・介護休業規程を
作りたいのだけど…

パートにも
就業規則は必要?

病気治療と仕事の
両立のポイントは?



こんな時は専門家に
相談してみませんか?

中小企業の経営者・人事労務担当者の皆さま、困りごとはありませんか?

東京都では職場環境の整備について、専門家(社会保険労務士・中小企業診断士)を**無料**で派遣します!!

どのような
相談が
できるの?

- 育児と仕事の両立推進に関すること。
- 介護と仕事の両立推進に関すること。
- 病気治療と仕事の両立推進に関すること。
- 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること。
- 働き方・休み方の改善に関すること。
- その他雇用環境整備の推進に関すること。 など

派遣期間・回数

派遣を決定してから2020年3月31日(火)までの期間で最大5回
 ※取組内容が異なる場合は、募集期間内に複数回申し込みをすることができます。

1回あたりの派遣時間

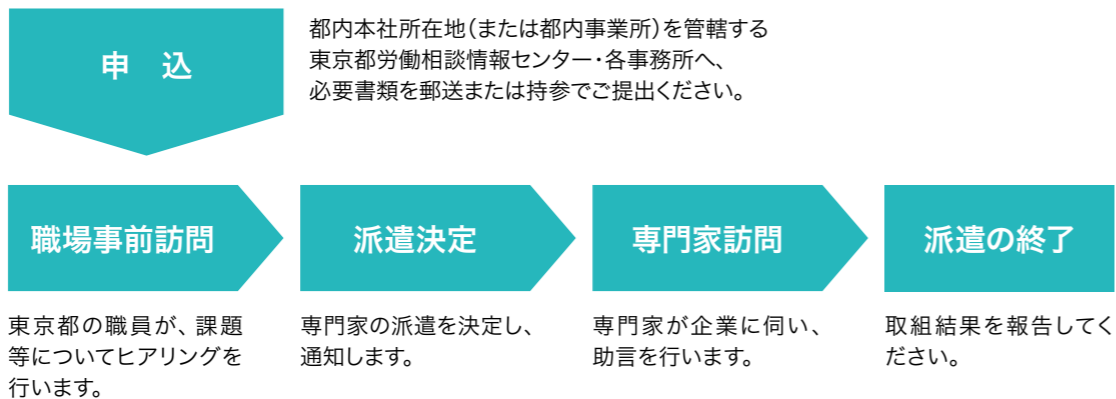
原則2時間以内

募集期間

2019年4月15日(月)から2020年1月31日(金)まで
 ※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。

過去に実際にあった取組事例は次ページへ!

専門家派遣の流れ



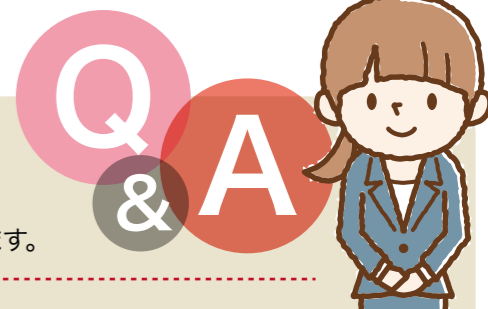
※申込から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。
(応募状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。)



取組事例

従業員が10名以上になったため、就業規則を作りたい。	設立当時に就業規則を作ったきりなので見直しをしたい。	残業時間の削減・年次有給休暇の取得促進のためのアドバイスがほしい。	部下の労働時間をきちんと把握し、管理していきたい。
育児・介護休業規程を作りたい。	女性が活躍できる職場環境にしたい。	在宅勤務やテレワークを取り入れたい。	病気治療中の社員が働き続けられる環境を整えたい。
人事考課制度やストレスチェック制度について知りたい。	パート用の就業規則を整備したい。	無期転換ルールについて知りたい。	正社員転換制度の導入を考えている。
雇用契約書を作成したい。	社員の能力を高めるための教育訓練制度を整備したい。	非正規社員と正社員の待遇差の解消に取り組みたい。	従業員が長く働けることができるよう職場環境を整備したい。

など



Q 本当に無料ですか？

A 企業の負担は一切ありません。専門家への支払いは東京都が行います。

Q 「申込」にはどのような書類が必要ですか？

A 申込に必要な書類は「申請書」と「雇用環境整備推進取組計画」の2枚のみです。
(様式はHPからダウンロードできます。)※派遣終了後に報告書とアンケートを提出していただきます。

Q 「職場事前訪問」では何をするのですか？

A 申請内容の確認や、企業の雇用環境についての簡単な質問をさせていただきます。
特に用意するものではありません。

Q 顧問の先生がいますが、その方を指名できますか？

A 可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である先生に限ります。顧問の先生を指名する場合は、顧問契約業務外の事項について取り組んでください。

利用企業の声

	現状	取組み	結果
情報通信業	労務管理に関する知識が少なく、就業規則の整備がされていない状態である。	正社員用就業規則、パートタイマー用就業規則の作成	労務管理の知識を深めることができた! 今後も有効に活用し、従業員のモチベーションアップを図りたい。
製造業	従業員の育児介護に関する社内制度の認知が低く、利用者も少ない。	育児・介護休業規程の改訂、年次有給休暇の時間単位取得の整備	育児介護の状況に合わせた働き方が選択できるようになった。有給休暇の取得者が増えた!

■そのほかにも…

就業規則の作成

アルバイトの処遇について迷うことが多かったが、人事労務管理について勉強できるいい機会だった。
(医療、福祉)

正社員転換制度・賃金テーブルの導入

制度を導入したことにより、従業員により安心して働いてもらえるようになった。
(生活関連サービス業)

人事評価制度の作成

日々の業務を従業員とともに見直すことで、公平な評価を行うことができた。
(建設業)

